

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市特別用途地区建築制限条例 （平成7年条例第35号）第5条	公共交通の利用の促進に寄与 する措置に係る建築物の認定	交通政策課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- （1）盛岡市特別用途地区建築制限条例（以下「条例」という。）第5条第1項の規定による市長の認定は、建築物の敷地内において下表に規定する公共交通利用促進措置がとられているものである場合に行う。
- （2）条例別表に規定する市長が認める面積は、70,000 m²を上限として、65,000 m²に公共交通利用促進措置に応じて下表に規定する面積を加算した面積とする。

公共交通利用促進措置	措置の基準と加算面積
平日におけるパークアンドライドの導入	1台当たり 20 m ²
カーシェアリングの導入	
サイクルシェアリングの導入	
鉄道発着時間のアナウンス	1日10回以上で 240 m ²
鉄道駅の案内マップ表示	3箇所以上で 240 m ²
バス停の案内マップ表示	
鉄道駅時刻表や公共交通情報冊子等の配布	年間100部以上で 240 m ²
バス停の時刻表や公共交通情報冊子等の配布	
バス待合室、バス停上家等の施設整備	1施設当たり 1,000 m ²
上記以外の公共交通利用促進措置	審査による

2 標準処理期間は、14日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。